

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-4-1
処分の種類	勤労者福祉施設の利用許可の取消			
根拠法令条例等・条項	長野県戸倉野外趣味活動センター条例第10条第2号			
処分の概要	勤労者福祉施設の利用許可の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県戸倉野外趣味活動センター条例 (利用の許可) 第3条 福祉施設を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(管理の基準) 第10条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。 (2) センターの利用の停止及び取消しについて、センターの施設を損傷した場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。</p> <p>長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則 (遵守事項) 第5条 条例第3条の規定による利用の許可を受けた者その他福祉施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) センターの施設又は備品を損傷しないこと。 (2) センター内において、他人の迷惑になるような行動をし、又は騒音を発しないこと。 (3) 利用の許可のない施設又は備品を利用しないこと。 (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。 (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (6) センター内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。 (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。 (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が知事の承認を得て定める事項 (利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合) 第11条 条例第10条第2号に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 第5条の規定に違反したとき。 (2) 利用の許可の条件に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	長野県戸倉野外趣味活動センター条例第10条第2号、長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則第5条、第11条			